

発議第5号

愛西市議会の常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の  
議員報酬の特例に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第2項及び愛西市議  
会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

平成29年12月22日提出

提出者 愛西市議会議員

堀田 清

賛成者 愛西市議会議員

・大宮若満・大島 功

・大野則男・山岡 幹雄

愛西市議会議長 大島一郎 殿

提案理由

この案を提出するのは、行財政改革及び社会情勢の変化を鑑み、常任委員  
会委員長及び議会運営委員会委員長の報酬を減額したいので、常任委員会委  
員長及び議会運営委員会委員長の議員報酬の特例に関する条例を制定する必  
要があるからである。

## 愛西市条例第 号

### 愛西市議会の常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の 議員報酬の特例に関する条例

平成30年1月から平成30年4月までにおける愛西市議会の常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の議員報酬月額、愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年愛西市条例第39号）別表の規定にかかわらず、月額40万円とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （この条例の失効）

- 2 この条例は、平成30年4月30日限り、その効力を失う。